

# 運 営 規 程

社会福祉法人 愛光園

愛光園グループホーム

指定認知症対応型共同生活介護事業所  
愛光園グループホーム運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人愛光園が開設する指定認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、認知症により自立した生活が困難になった利用者に対して家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、尊厳ある生活を営む事が出来るよう適切な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の運営にあたっては、利用者の人格を尊重し、利用者の立場にたったサービス提供に努めるとともに、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した生活を営む事が出来るよう支援する。

2 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。

3 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

5 上記のほか、「指定居宅サービス事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業所を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 愛光園グループホーム  
(2) 所在地 和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野 1401 番地の 2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤兼務)  
管理者は従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 計画作成担当者 1名 (管理者と兼務)

計画作成担当者は、利用者の処遇計画作成全般について行う。

- (3) 介護従業者 7名以上 (常勤専従 7名)

介護従業者は、利用者に対して必要な介護を行う。

- (4) 看護師 1名 (非常勤で兼務)

看護師は、日常的な健康管理を行い、医療サービスの必要な場合に適切な対応をとるなどの医療連携体制を整備する。

(利用定員)

第5条 利用者定員は9名とする

(認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 認知症対応型共同生活介護の内容（種類）は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え、自立生活の支援等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) **日常生活の中での機能訓練**
- (4) 相談、援助
- (5) 介護計画の作成

(利用料)

第7条 事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2 室料 1,300円（1日）、

3 光熱水費 700円（1日）

4 食費 1000円（1日）（朝食300円、昼食350円、夕食350円 おやつ代含む）

5 理美容代 1,000円を徴収する。

6 前項の費用の額に係るサービス提供にあたっては、予め利用者またはその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

7 上記に掲げるものの他、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者に負担させることが適當と認められる費用を徴収する。

(入退園にあたっての留意事項)

- 第8条 指定認知症対応型共同生活介護は、要介護者であつて認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営む事に支障が無い者に提供するものとする。
- ① 自傷他害の恐れがないこと
  - ② 常時医療機関において治療をする必要がないこと
- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入園申込者の入園に際しては、主治医の診断書等により当該入園申込者が認知症の状態にあるものであることを確認を行う。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入園申込者が第1項に該当しないものであること等、入園申込者に対し必要なサービス提供をすることが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退園の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退園後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退園に必要な援助を行う。また、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に務める。

(緊急時における対応方法)

- 第9条 職員は利用者に緊急事態が生じたときは、直ちに管理者に報告するとともに、主治医或いは協力医療機関に連絡し、医師の指示に従う。なお、その間必要に応じて適切な措置を講じなければならない。
- 2 事業所は利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 4 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

- 第10条 管理者は非常災害に備え、施設の点検整備、避難、救出訓練等を実施する。
- ① 消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の恐れのある箇所の定期点検
  - ② 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
  - ③ 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定める。

#### (短期利用共同生活介護)

第11条 本事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期利用の指定認知症共同生活介護（以下、「短期共同生活介護」という）を提供する。

- (1) 短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。
- (2) 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- (3) 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、本事業所の計画作成担当者が認知症共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- (4) 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者がふたんするものとする。
- (5) 短期利用共同生活介護の利用者の入退去に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

#### (虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備する
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く
- 2 サービス提供中に、当該事業所の従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村に通報するものとする。

#### (身体拘束)

第13条 事業所は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適性化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体的拘束等の適性化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すると

ともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

- (2) 身体的拘束等の適性化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適性化のための研修を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るために計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営について留意事項)

第15条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。また、介護従業者等の資質向上を図るために研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 継続研修 年1回
  - 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、職員との雇用契約の内容とする。
  - 4 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
  - 5 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、その他サービスを提供した日から最低2年間は保存する。

(規程の補足)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については管理者が社会福祉法人愛光園と協議し定めるものとする。

附 則 この規程は、平成14年5月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和1年10月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和5年6月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所  
愛光園グループホーム運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人愛光園が開設する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、認知症により自立した生活が困難になった利用者に対して家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、尊厳ある生活を営む事が出来るよう適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の運営にあたっては、利用者的人格を尊重し、利用者の立場にたったサービス提供に努めるとともに、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した生活を営む事が出来るよう支援する。

2 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。

3 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

5 上記のほか、「指定居宅サービス事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業所を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 愛光園グループホーム
- (2) 所在地 和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野 1401 番地の 2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤兼務)  
管理者は従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 計画作成担当者 1名 (管理者と兼務)

計画作成担当者は、利用者の処遇計画作成全般について行う。

(3) 介護従業者 7名以上 (常勤専従 7名)

介護従業者は、利用者に対して必要な介護を行う。

(4) 看護師 1名 (非常勤で兼務)

看護師は、日常的な健康管理を行い、医療サービスの必要な場合に適切ない対応をとるなどの医療連携体制を整備する。

(利用定員)

第5条 利用者定員は9名とする

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 介護予防認知症対応型共同生活介護の内容（種類）は次のとおりとする。

(1) 入浴、排泄、食事、着替え、自立生活の支援等の介助

(2) 日常生活上の世話

(3) **日常生活の中での機能訓練**

(4) 相談、援助

(5) 介護計画の作成

(利用料)

第7条 事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2 室料 1,300円（1日）、

3 光熱水費 700円（1日）

4 食費 1000円(1日)（朝食 300円、昼食 350円、夕食 350円 おやつ代含む）

5 理美容代 1,000円を徴収する。

6 前項の費用の額に係るサービス提供にあたっては、予め利用者またはその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

7 上記に掲げるものの他、指定介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者に負担させることが適當と認められる費用を徴収する。

(入退園にあたっての留意事項)

- 第8条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、要介護者であつて認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営む事に支障が無い者に提供するものとする。
- ① 自傷他害の恐れがないこと
  - ② 常時医療機関において治療をする必要がないこと
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入園申込者の入園に際しては、主治医の診断書等により当該入園申込者が認知症の状態にあるものであるとの確認を行う。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入園申込者が第1項に該当しないものであること等、入園申込者に対し必要なサービス提供をすることが困難であると認めた場合は、適切な他の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退園の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退園後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退園に必要な援助を行う。また、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に務める。

(緊急時における対応方法)

- 第9条 職員は利用者に緊急事態が生じたときは、直ちに管理者に報告するとともに、主治医或いは協力医療機関に連絡し、医師に指示に従う。なお、その間必要に応じて適切な措置を講じなければならない。
- 2 事業所は利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 4 事業所は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

- 第10条 管理者は非常災害に備え、施設の点検整備、避難、救出訓練等を実施する。
- ① 消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の恐れのある箇所の定期点検
  - ② 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。

③ 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定める。

(短期利用共同生活介護)

第11条 本事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期利用の指定認知症共同生活介護（以下、「短期共同生活介護」という）を提供する。

- (1) 短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。
- (2) 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- (3) 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、本事業所の計画作成担当者が認知症共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- (4) 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者がふたんするものとする。
- (5) 短期利用共同生活介護の利用者の入退去に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備する
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く
- 2 サービス提供中に、当該事業所の従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第13条 事業所は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適性化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体的拘束等の適性化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 身体的拘束等の適性化のための指針を整備する。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適性化のための研修を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営について留意事項)

第15条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。また、介護従業者等の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
  - (2) 継続研修 年1回
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、職員との雇用契約の内容とする。
  - 4 事業所は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
  - 5 事業所は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、その他サービスを提供した日から最低2年間は保存する。

(規程の補足)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については管理者が社会福祉法人愛光園と協議し定めるものとする。

附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和1年10月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和5年6月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。